


3 個人番号（マイナンバー） 確認書類の提出について

あなたの分と税控除における扶養親族分ともに、いずれかの方法で提出をしてください。

【提出方法①】 個人番号カード(マイナンバーカード)のコピーを貼付する(「個人番号カード確認票」のみ)
個人番号カードの、**個人番号が分かる面をコピー**して、枠内に貼りつける(コピーは、白黒・カラーは問いません)。
※「通知カード」のコピーは提出書類として認められません。

【提出方法②】 住民票のコピーを添付する(「個人番号カード確認票」+住民票のコピー)
個人番号入りの住民票のコピーを、本紙の2枚目以降に添付し、左上をホチキス留めする。
<注意>住民票は、**対象者だけが記載されているものもしくは、対象者以外の方の個人番号を黒塗りしてコピーしたものをご提出ください。**

社会保障・税番号制度にかかる個人番号カード確認票	
年 月 日	←提出日
職員番号 : 124xxxx 職員氏名 : 関内 花子 続柄 : 本人 ※個人番号カードの写しを右の枠内に貼り付けてください。	個人番号カード(個人番号記載面・写し) 貼付欄 (本人分) 
今回確認を行った本人及び家族等の個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号関係事務」(源泉徴収票作成事務、給与支払報告書作成事務、厚生年金・国民年金届出事務、雇用保険届出事務、個人住民税(道府県税・市町村税)における届出事務及び収受事務並びに横浜市共済届出事務)及び「個人番号利用事務」(児童手当支給関連事務)に利用します。	個人番号が分かる面をコピーして、貼り付けます。(顔写真の面ではありません)
これより下は、扶養親族分の個人番号カード(写し)貼付欄です。	←個人番号を利用する目的を記載していますので、ご確認ください。
続柄 : 子 扶養親族氏名 : 関内 秀雄	個人番号カード(写し)貼付欄 (扶養親族分) 令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書では扶養親族として申請しない親族については、個人番号カードの写しを絶対に貼付しないでください。
続柄 : 扶養親族氏名 :	個人番号カード(写し)貼付欄 (扶養親族分) 令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書では扶養親族として申請しない親族については、個人番号カードの写しを絶対に貼付しないでください。
	税控除における扶養親族がいる場合に使用します。 ※「10 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 記入要領」参照